

海南市男女共同参画推進条例逐条解説

1. 条例の名称

『海南市男女共同参画推進条例』

条例の名称は、条例の目的や理念が適切に反映され、内容を端的に表し、誰にでもわかりやすいことが重要です。

家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において男女が共に参画すること、そして政策や方針などの企画・立案・決定などの過程に男女がともに携わることが必要不可欠です。このことから、男女共同参画をこれまで以上に進めるため、市、市民、事業者が一体となって取り組むことがより明確に伝わるような名称にしています。

条例とは：地方公共団体が制定する法形式

- ・ **日本国憲法第 94 条及び地方自治法第 14 条 に基づき、地方公共団体によって制定される法形式のことです。**
- ・ 都道府県や市町村は、国の法令（法律・政令・省令）とは別に条例を制定することができます。
- ・ 条例を定めることで、住民に対して義務を課したり、権利を制限したりすることが可能になります。
- ・ 条例で定められる事項は、**地方公共団体の事務に関すること、かつ、憲法や国の法令（法律・政令・省令）に反しないことが必要になります。**
- ・ これに反して条例を制定した場合は無効となります。

2. 目的

第1条 この条例は、市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民及び事業者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、すべての人が互いの人権を尊重し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会を実現することを目的とする。

男女共同参画社会を実現するためには、市並びに市民及び事業者が、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

人口減少・少子高齢化の進展、共働き世帯や単身世帯の増加といったライフスタイルや家族形態の変化、また、それに伴う地域社会の担い手不足による活力の低下等といった社会環境が変化している状況を踏まえ、市並びに市民及び事業者のそれぞれの役割を明確にした上で、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、すべての人が互いに人権を尊重しながら、職場、家庭生活、地域活動等様々な分野において、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

また、昨今、セクシャルマイノリティの方への理解や生きづらさを解消する取組が注目されています。条例制定に際しては、その重要性を十分認識した上で検討を進め、この条例では、依然として男女の区別を前提とした差別が残っている状況を踏まえ、男女の固定的な役割分担意識など、男女間の格差解消等に焦点を当てています。

セクシャルマイノリティの方への理解促進や差別解消については、女性の人権やこどもの人権、障害者の人権などとあわせ、本条例とともに制定した人権尊重のまちづくり条例により対応する人権課題として位置付けています。

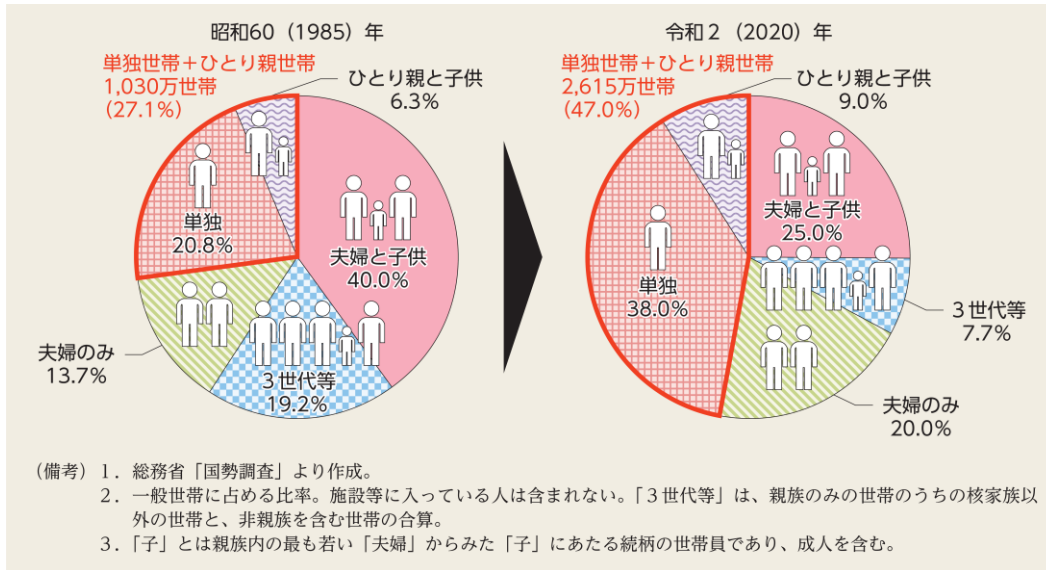
これまでの取組結果

成果指標		第3次 計画策定時	第4次 計画策定時	目標値
固定的な性別役割分担意識を持つ人の割合		33.2%	21.3%	15.0%以下
男女の地位は 平等になっていると思う人の割合	家庭生活	33.7%	34.4% (男性 41.7%) (女性 28.9%)	40.0%以上
	職場	20.1%	21.8% (男性 26.8%) (女性 18.0%)	25.0%以上
	地域活動 の場	38.2%	34.3% (男性 39.6%) (女性 30.0%)	40.0%以上

○海南市では、男女共同参画社会の実現に向けて、海南市男女共同参画基本計画に基づき取組を進めてきました。第4次計画策定時の市民意識調査の結果、**固定的な性別役割分担意識を持つ人の割合は、前回より減少**していますが、目標値の15%以下に向けて取組を継続する必要があります。

また、平等と感じる割合を男女差で比較した場合、女性の方が家庭生活では12.8%、職場では8.8%、地域活動では9.6%と少ないという結果も出ており、これらの結果を踏まえて、様々な場面での男女平等への理解のため、取組を継続する必要があります。

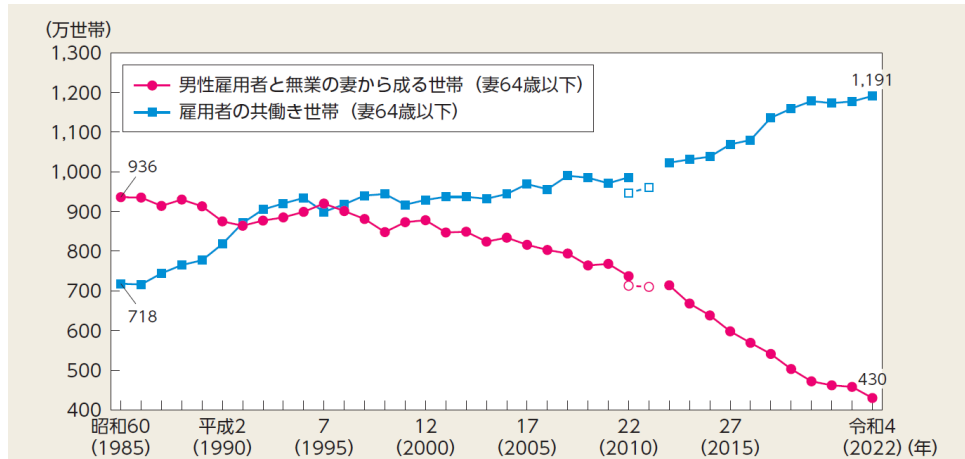
家族の姿の変化



出典：内閣府 R5 男女共同参画白書

○人生 100 年時代を迎え、家族の姿は変化し、人生は多様化しています。昭和 60 年には全世帯の 4 割を占めていた「夫婦と子供」の世帯は、令和 2 年時点では全体の 25% となり、単独世帯とひとり親世帯が全体の約半数を占めるようになりました。

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が 64 歳以下の世帯）



(備考)

1. 昭和 60 年から平成 13 年までは総務省「労働力調査特別調査」(各年 2 月)、平成 14 年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成 29 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が 64 歳以下世帯。平成 30 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が 64 歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が 64 歳以下の世帯。
4. 平成 22 年及び 23 年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 労働力調査では令和 4 年 1 月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を令和 2 年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えた。当グラフでは、過去数値について新基準切り替え以前の既公表値を使用している。

出典：内閣府 R5 男女共同参画白書

○令和 4 年時点の共働き世帯は、専業主婦世帯の 3 倍近くとなっています。

3. 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保された上で等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができることをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (5) セクシャルハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

条例の中で用いる用語の定義を行い、次条以下の用語の解釈の統一を図るものです。

第1号 男女共同参画

男女共同参画社会基本法第2条第1号の定義に準じて規定しています。「社会の対等な構成員」とは、男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係を持っていることを示します。

「活動に参画する機会が確保され」とは、単なる参加ではなく、より積極的に政策・方針の企画・立案・決定の過程へ加わることで

「等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」とは、男女という性別によって利益に違いが生じず、男女が個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利益を

享受できることです。また、男女という性別によって責任の担い方に違いがなく、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担うということです。

第2号 市民

市内に居住する人だけでなく、市内の学校等で学んでいる人、市内の事業所で働いている人も市民に含めます。

学校等とは、学校教育法第1条で規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）のほか、専修学校などの教育施設も含みます。

第3号 事業者

営利・非営利を問わず事業を行う者であり、会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等）、会社以外の法人（社団法人、財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等）、個人事業主等をいいます。

第4号 ドメスティック・バイオレンス

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、事実婚を含む配偶者及び元配偶者からの暴力と定義されていますが、交際相手からの暴力であるデートDVを含めるため、加害者の定義を「配偶者その他親密な関係にある者」とします。

また、暴力には様々な種類があり、殴る蹴るといった身体的暴力だけでなく、嫌がらせや暴言といった精神的暴力、望まない性行為の強要といった性的暴力、生活費を渡さないといった経済的暴力等も含みます。

第5号 セクシャルハラスメント

性的な話をする、容姿や身体的特徴について話題にするなどのほか、身体への不必要な接触、性的関係の強要及びわいせつな写真の提示等、相手の意に反した性的な言動・行動により相手に不快感や不利益を与えたり、生活や就業の環境を害したりする行為をいいます。職場だけでなく、学校や地域などでの行為も対象となります。

セクシャルハラスメントは、異性間だけでなく、同性に対して行われるものも対象となります。また、被害者の性的指向や性自認にかかわらず対象となるため、セクシャルマイノリティへの差別的発言も含まれます。

※性的指向 恋愛または性愛がいずれの性別を対象とするかということ。

※性自認 性別に関する自己意識。

4. 基本理念

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 誰もが、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることがなく、その個性と能力を発揮する機会が確保され、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 誰もが、社会の対等な構成員として、市の政策及び社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 誰もが、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活において、また職場、地域その他の社会生活において対等な立場で参画できること。
- (5) 誰もが、性に対する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重するとともに、生涯にわたり安全かつ健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 誰もが、ドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメントその他の性別に起因する暴力を受けることがなく、個人として尊重されること。

市並びに市民及び事業者が、条例に定められている責務を果たす上で、共通する基本的な考え方を示します。

第1号 個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、「人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念となっています。一人ひとりの個性や特性があることを互いに認め合い、誰もが個人としての人権が尊重され、性別にとらわれることなく自らの選択によって人生を設計できることが、ますます重要となっています。

なお、「性別による差別的取扱いを受けることなく」とは、差別の意

図の有無にかかわらず、また、「直接差別」だけでなく、性別に直接関係のない措置でも、結果としてどちらかの性が不利益になる場合の「間接差別」による取扱いを受けないことを含むものとします。

例えば、荷物を運搬する業務を内容とする職務ではあるが、運搬等をするための設備、機械等が導入されており、通常の作業において筋力を要さないにもかかわらず、人材募集の際に、選考基準として身長、体重、体力を要件とした場合、女性が排除されることにつながる可能性もあり、間接差別にあたると考えられます。

第2号 第1号に規定している「自らの意思により多様な生き方を選択」するにあたり、社会においてそれを阻害する制度または慣行が未だに残っています。令和4年度版男女共同参画白書（内閣府）においても、現在の税制や社会保障制度が、高度経済成長期以降のいわゆる「男は仕事、女は家庭」という核家族や専業主婦を前提にした考え方であるとも指摘しています。また、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」という意識から、職場や地域などの社会においてお茶出しや片付けなど補助的な仕事を女性が行うことが慣行となっている場合があります。こうした制度や慣行が、社会における活動を選択する際に、影響を及ぼさないように配慮される必要があります。

第3号 男女を含む性別にかかわらず、誰もが社会の対等な構成員として、政治・行政、経済活動、地域活動、教育などのあらゆる分野における活動に参画することはもとより、企画・立案・決定の段階に参画することが重要です。様々な視点が欠けてしまうことで、その性別の人が安心して生活できる環境でなくなってしまうことが考えられるからです。

例えば、災害時の復興や避難所運営に関する意思決定において、女性の参画により多様な意見が取り入れられることが、安心した環境づくりに重要であると考えられます。

第4号 共働き家庭の増加や就労形態の多様化が進む状況の中、家庭、職場、地域その他のあらゆる分野に参画するためには、家庭内での相互の理解や協力に加え、社会の支援も不可欠になります。例えば、「家庭分野」における社会の支援では、保育・介護サービスの充実や、育児や介護を担っている労働者の就業環境等の整備が必要であり、男女共同参画社会を実現するためには、個人の問題だけでなく、社会の問題として様々な体制や環境の整備を行っていく必要があります。

第5号 女性の人権にかかわる考え方のひとつである「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）について示したものです。これは、女性自身が自らの身体と健康に関する正しい知識を持ち、こどもを産むかどうか、産む場合はいつ何人産むのかといった、性と生殖について自己決定する権利を持つというものであり、妊娠・出産を含む性の問題を女性の人権にかかわる問題として捉える考え方で

す。

女性を取り巻く環境が大きく変化している現代社会において、安心して産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含め広く社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。

第6号 性別に起因する暴力による人権侵害について示したものです。ドメスティック・バイオレンスやセクシャルハラスメントのほか、ストーカー行為や性暴力、売買春、「女子高生等を対象とするJKビジネス問題」など性別に起因する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

5. 市の責務

- 第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定するものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民等並びに国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

国の定める男女共同参画社会基本法においても、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めていることから、市は、基本理念の実現に向けた施策を策定し実施する責務を有します。

また、施策の推進に当たっては、市民等並びに国及び近隣市町村や関係機関等と連携を図りながら進める必要があります。

なお、ここでいう「市」とは、市長部局、その他の執行機関である行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会等）を指します。

6. 市民の責務

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

男女共同参画社会の実現には市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であり、市民が主体的に男女共同参画の推進に努める必要があることから、市民の責務を明確にするものです。また、市民は、市が実施する施策への積極的な協力も求められます。

7. 事業者の責務

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

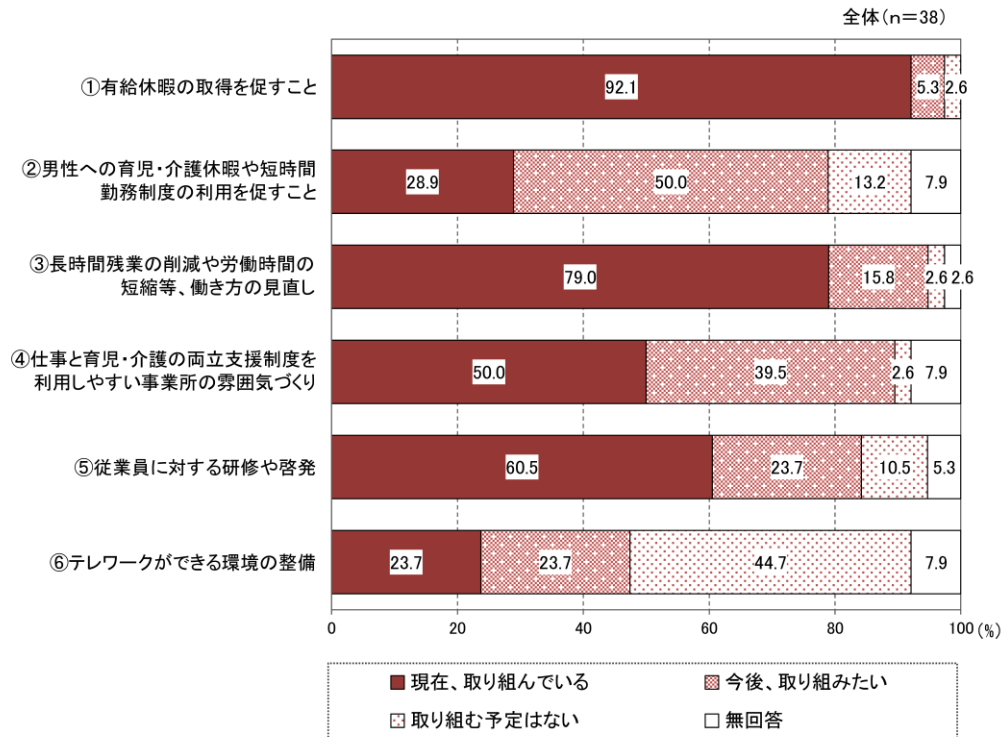
2 事業者は、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女が職場における活動と家庭生活における活動を両立することができる職場環境の整備に努めるものとする。

社会経済活動の中で事業者が大切な役割を果たしており、雇用の分野における取組が重要であることから、事業者の責務を規定しています。

勤務している会社などで性別による固定的な役割分担意識が残っていた場合、個人の意欲や能力等が尊重されず、男女が共に参画することは困難な状況であると考えられます。男女共同参画の推進は「組織」として取り組むことが重要です。企業において男女共同参画が進むことは、多様な人材確保や、多様な視点からの変革による生産性の向上、そして企業の持続的な成長につながり、ひいては地域経済の発展へとつながると言われています。

事業所調査からみる現状と課題

質問：男女がともに育児・介護をしながら働けたり、ワーク・ライフ・バランスの向上を図れたりするよう、取り組んでいることはありますか。



出典：第4次海南市男女共同参画基本計画

- 第4次計画策定のためR3年度に実施した市内の事業所への調査結果では、ワーク・ライフ・バランスの向上を図れるよう、現在取り組んでいることについて、「①有給休暇の取得を促すこと」が92.1%と最も高く、次いで、「③長時間残業の削減や労働時間の短縮等、働き方の見直し」79.0%、「⑤従業員に対する研修や啓発」60.5%の順となっています。今後のさらなる取組につながるよう、各事業所に対して広報・啓発に努める必要があります。
- 海南市人権推進企業連絡会では、アンケート調査や役員による会員企業への訪問を実施し、各企業における男女共同参画の推進につながるよう取り組みました。

8. 性別を理由とする人権侵害の禁止

第7条 何人も、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメントその他の性別に起因する権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

「性別による差別的取扱い」や「性別に起因する暴力」の禁止については、本条例第3条（基本理念）第1号と第6号で、男女共同参画を推進するうえでの共通する基本的な考え方として示しています。これらは人権侵害に関わる重要な問題でもあることから、本条において禁止事項として規定します。

海南市での主な取組例

自分には関係ない? デートDVについて知っていますか?

※DVの中でも交際相手からのDVをデートDVといいます。

恋人との間でこんなことをしたり、されたりしていませんか?

- 勝手にスマホの履歴や内容をチェックする。
- 相手のSNSへの投稿をいつもチェックして、気に入らないと怒る。
- どこにいるのか、誰と一緒にいるのか等の行動をいつも連絡するよう要求する。
- 他の異性と話さないように約束させる。
- デートのために交通費や食事や予定をキャンセルさせる。
- 自分の思うようにならないと不機嫌になったり怒ったり嫌味をする。
- 暴力をふるったり、物を投げたりする。
- デートの費用をいつも払わせる。
- アルバイトをやめさせる。
- 嫌がっているのに体をさわる。

「1回でも軽くても」と気になりますよね。ちょっとしたことから気になっていって、我慢。しどいに相手の態度もいつも何うようになっています。それは支配と被支配の関係で、デートDVが起きている状態です。相談してみること、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。

● DV 相談ナビ ☎8008
● 性犯罪・性暴力被害相談 ☎8091 ※最寄りの相談窓口につながります。

AV出演被害・恋人や配偶者からの暴力被害 ひとりで悩んでいませんか?!

SNSでつながった人から紹介されたアルバイトが、アダルトビデオの撮影だった

高収入のアルバイトに応募したら、アダルトビデオの撮影だった

モデル・アイドルの撮影会に誘われて行ってみたら、裸になることを要求された

イヤだと思ったのに、恋人に無理やりからだを触られた

付き合っている相手からのメールやSNSに、すぐに返事をしないと怒られる

恋人に行動を監視されたり、文房具を破壊される

ひとりで悩まないで。相談できる場所があります。 **必ず受付けています。**

AV出演被害に悩む相談	電話で相談 SOSで相談	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 性暴力に関するSNS相談 Cure time(キュアタイム)	相談時間 #8891 Cure time2 こちらから
恋人や配偶者からの暴力に関する相談	電話で相談 メール・LINEで相談	DV相談ナビ DV相談(プラス)	#8008 0120-279-889

<実際に配布した啓発チラシ>

○20歳を祝う会来場者へのデートDVに関する啓発チラシの配布を行ったほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日～11月25日）に合わせて、市役所玄関ホールでの特設スペースの設置や、スーパーマーケットでの街頭啓発活動等を行いました。

9. 公衆に表示する情報に関する留意

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び男女間における暴力的行為を助長させるような表現又は人権を侵害するような過度の性的表現を行わないよう努めるものとする。

新聞、雑誌、ポスター、チラシ、テレビ、ラジオ及びインターネット等、不特定多数に向けて発信される情報の中には、性別による固定的な役割分担意識を前提とした表現や暴力行為を助長するような表現が見受けられることがあります。こうした表現は、多くの市民が日ごろから目にすることにより、当たり前のこととして社会に浸透していくおそれがあります。

「表現の自由」が、憲法で保障された権利として尊重される一方で、表現される側の人権や男女の平等についても、憲法上の権利として保障されるべきであるため、市内の公共の場に表示される広告物などについて留意します。

性別による固定的な役割分担意識を生まない表現



固定的なイメージに偏らないよう配慮したイラストイメージ
(内閣ホームページより)

○様々な場面で、男女ともに参画している様子を表示することは、性別による固定的な役割分担意識を生まない表現と言えます。市の広報紙、ホームページについても表現に留意していきます。

10. 市民の理解を深めるための措置

第 9 条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解を深めるため、情報を提供し、広報及び啓発活動を行うものとする。

男女共同参画を進めていくためには、市民がまず関心をもち、男女が共に参画することの必要性や身近なこととしての理解を深めることが重要です。そのために広報やホームページ、SNSによる発信や、男女共同参画に関する意見交流を行う研修会や講演会など、様々な手法による啓発活動を行うことが必要です。

11. 市民等に対する支援

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

男女共同参画社会の実現のためには、市だけでなく、市民、事業者、市民団体等、様々な主体の参画と協働による取組が重要です。

市民等に対する支援として、市の収集した情報の提供・発信、市民等が企画・実施する事業への助成、各種相談事業の実施等が該当します。

12. 情報の収集及び調査

第 11 条 市は、男女共同参画施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について、情報の収集及び調査研究を行うものとする。

地域の実態に即した施策を策定し実施していくためには、市民等の意識や現状を把握することや、男女共同参画に関する国・県の動向など必要な情報を幅広く収集し調査研究することが必要であるため、市は、情報の収集及び調査を行います。

13. 苦情及び相談への対応

第 12 条 市は、市が実施する男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等から苦情又は相談があったときは、国、県及び関係機関と連携して適切な措置を講ずるものとする。

「性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる行為」とは、「性別を理由とする人権侵害の禁止（第 7 条）」の「性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメントその他の性別に起因する権利侵害」のことであり、これらに関する相談があったとき、あるいは、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に対する意見等があったとき、市は、市の関係各課、国や県、警察等の関係機関と連携を図り、適切に対応する必要があります。

本市では、相談窓口の設置について、広報紙や、市のホームページ、各種パンフレット等を通して、市民に広く周知を行っていますが、今後も様々な機会をとらえて周知に取り組んでいきます。

相談窓口の認知度

成果指標	第 3 次計画 策定時	第 4 次計画 策定時	目標値
相談機関・窓口を知っている 市民の割合	—	26.5%	35.0%以上

- 令和 3 年度に実施した市民意識調査によると、「人権や男女共同参画に関する悩みや困り事について相談できる公の機関や窓口をご存じですか」という質問に対し、「知っている」と答えた人は 26.5%となっています。
- 人権を侵害する行為を未然に防いだり、被害にあっている人を適切な支援につないだりするため、相談・支援体制を整える必要があります。困り事があれば相談していただけるよう、相談先の広報・周知と相談窓口の確保に努めるとともに、国・県の相談機関や人権擁護委員による相談事業との連携を深める必要があります。

主な相談窓口

様々な人権問題の電話による相談

みんなの人権110番
0570-003-110

セクハラ・家庭内暴力など女性の人権問題

女性の人権ホットライン
0570-070-810

こども人権問題（手紙による相談）

こどもの人権SOSミニレター
和歌山県地方法務局
人権擁護課 宛て

外国人のための相談

外国人人権相談ダイヤル
0570-090911

いじめ・虐待などこどもの人権問題

こどもの人権110番
0120-007-110

性的少数者やその家族のための相談

LGBTQ相談（電話・面接）
073-435-5246

海南市役所内の人権相談等の窓口

市民交流課人権推進班
073-483-8439

市民交流課 市民相談
073-483-8455

- 法務局の職員や人権擁護委員が人権に関する相談を受け付けています。相談方法は、上記のとおり、電話、窓口、インターネットがあります。また、日本語を自由に話すことの困難な外国人のために、「外国人人権相談ダイヤル」や「外国人のための人権相談所」等も開設されています。
- 本市では、6月1日の人権擁護委員の日などに、人権擁護委員による特設人権相談所を海南保健福祉センター、住民センター、下津防災コミュニティセンターの3か所で開設しています。
- その他、性暴力被害者支援センター和歌山「わかやま mine」や、県や警察で実施している相談窓口についても周知を図るため、海南 nobinos 等の市内主要公共施設の女子トイレ等に相談カードを設置しています。
- 和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”では男女共同参画相談員による相談窓口のほか、LGBTQ 相談（電話・面接）等も開設されています。

14. 男女共同参画推進委員会

第 13 条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、
海南市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 男女共同参画の推進に関すること。

(2) 男女共同参画の推進に係る基本的計画の策定及び推進に関するこ
と。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画施策に関し市長が必要
と認める事項

3 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 男女共同参画に関する団体に属する者

(3) 市内の事業所の代表者

(4) 公募による者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残
任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項
は、規則で定める。

本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、
地方自治法の規定による附属機関として海南市男女共同参画推進委員会
を設置します。

15. 委任

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事
項は、市長が別に定める。

本条は、この条例の施行について、その他必要な事項は市長が別に定
めることを規定しています。

16. 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(海南省男女共同参画推進委員会条例の廃止)

- 2 海南省男女共同参画推進委員会条例（平成25年海南省条例第9号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 海南省男女共同参画推進委員会条例（以下「委員会条例」という。）の規定により置かれた海南省男女共同参画推進委員会は、第13条の規定により置かれた委員会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に委員会条例の規定により委嘱された海南省男女共同参画推進委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、第13条第4項の規定により、委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとしてみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における委員会条例の規定により委嘱された海南省男女共同参画推進委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附則として、条例の施行期日、海南省男女共同参画推進委員会条例の廃止、経過措置を規定しています。